

熱海市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、令和元年度に実施した定期監査の結果に対する措置状況報告書を、熱海市長から受けたので、別紙のとおり公表する。

令和2年4月28日

熱海市監査委員 山田義廣

熱海市監査委員 杉山利勝

令和元年度各部定期監査 指摘事項措置状況報告書

指 摘 事 項	
所 属 名	措 置 状 況
	<p>・「公金等の保管に係る庁内ルール」にて預金通帳と通帳印の管理は、鍵のかかる金庫等で保管する旨が規定されているが、外郭団体の預金通帳及び印鑑は金庫以外の施錠されていない場所に保管されていた。</p> <p>また、切手については、管理簿による枚数管理がなされていなかった。</p> <p>当該ルールに基づく管理が徹底されていないと、不適切な経理処理に繋がる恐れがあることから、速やかに是正・改善されたい。</p>
協働環境課	<p>「公金等の保管に係る庁内ルール」を課内に周知し遵守するとともに、通帳及び印鑑は、施錠できる場所へと管理場所を改善した。切手については、使用する機会は減り、保管枚数が増えることはないものの、過去購入したものが残っており、管理簿を作成することにより管理体制を改善し、課室内でのチェック体制の強化に努めることとした。</p>